

(平成26年7月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 9 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 8 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 20 件 |
| 国民年金関係 | 13 件 |
| 厚生年金関係 | 7 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から50年3月まで

私は、会社を退職した後に、A区役所で国民年金の加入手続きを行い、将来の年金給付に備えて、国民年金保険料を滞納しないように納付していた。昭和49年11月にB市に転居後は、B市役所で住所変更手続きを行い、送付された納付書で3か月ごとに銀行で国民年金保険料を納付していた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年11月から50年3月までの期間については、申立人は、49年11月にB市に転居後は、送付された納付書で3か月ごとに銀行で国民年金保険料を将来の年金給付に備えて滞納しないように納付していたと申述しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、48年11月頃に払い出されたと推認される上、申立人の所持する国民年金手帳には、申立人が国民年金被保険者資格を49年1月14日に喪失し、同年11月15日に再取得している記載が見られることから、当該期間の国民年金保険料は、納付することが可能であったと考えられる。

また、申立期間以外の国民年金保険料は、全て納付済みであることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる上、5か月と短期間である申立期間のうち昭和49年11月から50年3月までの保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

一方、申立期間のうち、昭和49年10月については、オンライン記録に

よると、平成3年10月8日に国民年金被保険者の資格取得日が昭和49年11月15日から同年10月22日に訂正された結果生じた未納期間であり、前述のように、申立人の所持する国民年金手帳には、資格取得「昭和49年11月15日」、被保険者の種別「強」の記載が見られることから、資格取得日の訂正が行われる前までは、当該期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が、昭和49年10月の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年11月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年1月1日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 2 月 1 日まで
私は、A社に継続して勤務していたにもかかわらず、昭和41年11月1日に被保険者資格を喪失し、42年2月1日に再取得した記録となっており、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。当該期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 42 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人から提出された「昭和 43 年度市町村民税県民税特別徴収税額通知書」により、当該通知書に記載されている昭和 42 年分の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う社会保険料の金額より多いことが確認できる。

さらに、同僚は、「申立人とは当該期間を含めて一緒に勤務しており、雇用形態等に変更は無かった。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された「昭和 43 年度市町村民税県民税特別徴収税額通知書」において推認できる保険料控除額から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は昭和 49 年に解散しているため、当時の状況を確認することはできず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和 41 年 11 月 1 日から 42 年 1 月 1 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の証言により、申立人は、当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人から提出された「昭和 42 年度市町民税県民税特別徴収税額通知書」により、当該通知書に記載されている昭和 41 年分の社会保険料の金額は、オンライン記録の標準報酬月額に見合う社会保険料の金額よりも大幅に下回っていることが確認できる。

また、A社は、昭和 49 年に解散している上、当時の事業主及び社会保険担当者は既に他界しており、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年12月1日から11年5月1日まで

私が、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与と比べて低くなっていることが分かった。この間に減給があったわけではなく、社長から給与が減額されるなどの説明もない。所持している数枚の給与明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、平成10年12月28日付けで、9年10月1日及び10年10月1日の定時決定が取り消され、8年12月1日に遡って9万2,000円とする随時改定が行われていることが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額が同日付けで減額訂正された者が16人確認できる。

また、当時の経理担当者は、「経営不振で資金繰りは苦勞しており、厚生年金保険料を含む社会保険料も滞納していたと思う。社会保険事務所へは社長が何度か行っていた。訂正処理の手続等は、社会保険事務所の指示で、当時の課長以上の者に対して行った記憶がある。」との供述をしていることから、当時、A社は、社会保険料の滞納があったことが推認される。

さらに、A社の登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるものの、当時の経理担当者を含む複数の同僚は、申立人は社会保険事務に関与していないとしている上、同社に係る滞納処分票に、経理責任者として別の取締役の氏名が記載されているほか、事蹟欄にお

いて滞納保険料の納付計画等に関与している者の中に申立人の氏名は無いことから、当該遡及訂正処理等に関与する立場になかったと推認できる。

これらを総合的に判断すると、平成 10 年 12 月 28 日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えるべく、社会保険事務所において、8 年 12 月 1 日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 59 万円に訂正することが必要である。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8562

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における標準賞与額の記録を、申立期間①は44万円、申立期間②は31万5,000円、申立期間③は14万3,000円、申立期間④は24万5,000円、申立期間⑤は22万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①から④までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主が申立人に係る申立期間⑤の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月23日
② 平成15年12月3日
③ 平成16年7月26日
④ 平成16年12月7日
⑤ 平成18年7月31日

申立期間について、賞与が支給されている上、厚生年金保険料も控除されていたのに、厚生労働省の記録によれば、当該期間に係る賞与の記録が無い。納得できないので、記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から⑤までについて、申立人の妻から提出された普通・貯蓄預金補助元帳及び預金元帳（以下「口座の履歴」という。）により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、B税務署から提供された申立人の申立期間に係る給与所得の源泉徴収票による社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額から推計される年間の社会保険料控除額の合計額を上回っていることが確認できる。

さらに、複数の同僚から提出された申立期間①から⑤までに係る賞与支給明細書により、いずれも賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていることが確認できる上、当該事業所の経理及び社会保険事務担当者は、賞与が支給されていれば、厚生年金保険料は控除されていたと思うとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から⑤までにおいて、事業主により賞与から厚生年金保険料を控除されていたものと認められる。

したがって、申立人の申立期間①から⑤までに係る標準賞与額については、申立人の妻から提出された口座の履歴で確認できる賞与振込額及びB税務署から提供された資料で確認できる社会保険料控除額により推認した賞与総支給額及び保険料控除額から、申立期間①は44万円、申立期間②は31万5,000円、申立期間③は14万3,000円、申立期間④は24万5,000円、申立期間⑤は22万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①から④までに係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は当該期間に係る賞与の届出を行っていないとしている上、当該期間当時の事業主も当該供述のとおりで間違いないと思うとしていることから、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人の当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間⑤に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、経理及び社会保険事務担当者は賞与の届出を行っていないとしているものの、当該期間の事業主は上記の事業主と異なるところ、同事業主は当時の資料が無く不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

なお、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和50年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和22年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和50年3月30日から同年4月1日まで

申立期間は厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、A社B工場から同社本社に転勤になり継続して勤務していたので、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する給料明細及び給与所得の源泉徴収票、雇用保険の記録、A社本社が保管する社会保険被保険者台帳、同社B工場が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書及び同社B工場への照会に対する回答から判断すると、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務し（昭和50年4月1日に同社B工場（適用事業所名は、A社）から同社本社（適用事業所名は、A社）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和50年2月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万6,000円とすることが必要である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料の

納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を申立期間①は 18 万円、申立期間②は 22 万円、申立期間③は 22 万 9,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 12 月 16 日
② 平成 18 年 7 月 14 日
③ 平成 18 年 12 月 15 日

A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る賞与の記録が無いが、賞与を支給されていたので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B銀行C支店から提出された取引推移一覧表により、申立人が申立期間において賞与の支給を受けていたことが確認できる。

また、同僚が所持する賞与明細書により、当該同僚が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

さらに、D郡E町が保管する平成 18 年分の給与支払報告書に記載された社会保険料等の金額は、申立人のオンライン記録における同年 1 月から同年 12 月までの標準報酬月額に相当する社会保険料の合計額を超えている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人に係る申立期間における標準賞与額については、上述の取引推移一覧表等により推認できる厚生年金保険料控除額から、申立期間①は 18 万円、申立期間②は 22 万円、申立期間③は 22 万 9,000 円に訂正す

ることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が上述の賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで
申立期間に、A法人の一事業部がB社として独立したため、同社に移ったものの、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間について、A法人からB社が独立した際の事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間にA法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の事業主及び複数の同僚は、当該期間においても勤務状況

に変更は無く保険料も控除されていた旨供述している。

さらに、申立人と同じくA法人からB社に移った同僚は、その所持する給料明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料をA法人の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA法人における昭和46年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人における資格喪失日について、事業主が同事業所における資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録並びにA法人からB社が独立した際の事業主及び複数の同僚の供述により、申立人が当該期間にB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の事業主及び複数の同僚は、当該期間においても勤務状況に変更無く保険料も控除されていた旨供述している。

さらに、申立人と同じくA法人からB社に移った同僚は、その所持する給料明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る昭和46年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、10万円とすることが必要である。

一方、年金事務所の記録によれば、B社は、昭和46年10月時点において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、法人登記簿謄本により、同社は46年10月1日から法人事業所であることが確認できる上、上述の事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、5人以

上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社における資格取得日について、申立人の当該期間において強制適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人は、申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA法人における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社（現在は、C社）における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額に係る記録を10万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月30日から同年11月1日まで
申立期間に、A法人の一事業部がB社として独立したため、同社に移ったものの、申立期間も継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年9月30日から同年10月1日までの期間について、A法人からB社が独立した際の事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間にA法人に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の事業主及び複数の同僚は、当該期間においても勤務状況

に変更は無く保険料も控除されていた旨供述している。

さらに、申立人と同じくA法人からB社に移った同僚は、その所持する給料明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料をA法人の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA法人における昭和46年8月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A法人における資格喪失日について、事業主が同事業所における資格喪失日を昭和46年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、昭和46年10月1日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の被保険者記録並びにA法人からB社が独立した際の事業主及び複数の同僚の供述により、申立人が当該期間にB社に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の事業主及び複数の同僚は、当該期間においても勤務状況に変更無く保険料も控除されていた旨供述している。

さらに、申立人と同じくA法人からB社に移った同僚は、その所持する給料明細書から、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料をB社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のB社に係る昭和46年11月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、10万円とすることが必要である。

一方、年金事務所の記録によれば、B社は、昭和46年10月時点において厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。しかし、法人登記簿謄本により、同社は46年10月1日から法人事業所であることが確認できる上、上述の事業主及び複数の同僚の供述から判断すると、5人以

上の従業員が常時勤務していたことが認められることから、当時の厚生年金保険法に定める強制適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社における資格取得日について、申立人の当該期間において強制適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

1 申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成13年10月、同年11月、14年1月から同年6月までの期間及び同年8月から15年8月までの期間は38万円、16年9月は41万円、同年10月から17年1月までの期間は38万円、同年2月は41万円、同年3月から同年5月までの期間、同年7月及び同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月から18年2月までの期間は38万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月から同年8月までの期間は38万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、19年1月から同年3月までの期間は36万円、同年4月は38万円、同年5月、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は34万円、同年12月から20年2月までの期間は36万円、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月は38万円、同年6月は34万円、同年7月から同年9月までの期間は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月及び21年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は38万円、同年4月から同年8月までの期間は36万円、22年4月、同年8月から同年10月までの期間、同年12月、23年1月及び同年3月から同年5月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を21万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

3 申立人は、申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑨及び⑩について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を申立期間③は23万8,000円、申立期間④は23万円、申立期間⑤は24万円、申立期間⑥は22万4,000円、申立期間⑦は20万1,000円、申立期間⑨は12万7,000円、申立期間⑩は10万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 10 月 1 日から 24 年 1 月 1 日まで
② 平成 16 年 7 月 15 日
③ 平成 16 年 12 月 15 日
④ 平成 17 年 7 月 15 日
⑤ 平成 17 年 12 月 15 日
⑥ 平成 18 年 7 月 15 日
⑦ 平成 18 年 12 月 15 日
⑧ 平成 19 年 7 月 31 日
⑨ 平成 19 年 12 月 15 日
⑩ 平成 20 年 12 月 15 日
⑪ 平成 21 年 12 月 15 日
⑫ 平成 22 年 7 月 15 日
⑬ 平成 22 年 12 月 15 日

厚生労働省の記録によると、A社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る標準報酬月額が、実際に支払われた給与額と相違し、申立期間②に係る賞与の記録が無い上、申立期間③から⑬までに係る標準賞与額が、実際に支払われた賞与額と相違している。

申立期間①に係る標準報酬月額を訂正し、申立期間②に係る賞与の記録を加え、申立期間③から⑬までに係る標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、当該期間に係る標準報酬月額の違いについて申し立てしているところ、当該期間のうち、平成 13 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、14 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から 15 年 9 月 1 日までの期間、16 年 9 月 1 日から

17年6月1日までの期間、同年7月1日から同年8月1日までの期間、同年9月1日から19年6月1日までの期間、同年7月1日から21年9月1日までの期間、22年4月1日から同年5月1日までの期間、同年8月1日から同年11月1日までの期間、同年12月1日から23年2月1日までの期間及び同年3月1日から同年6月1日までの期間については、申立人が所持する給与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、オンライン記録における標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額により、平成13年10月、同年11月、14年1月から同年6月までの期間及び同年8月から15年8月までの期間は38万円、16年9月は41万円、同年10月から17年1月までの期間は38万円、同年2月は41万円、同年3月から同年5月までの期間、同年7月及び同年9月は38万円、同年10月及び同年11月は36万円、同年12月から18年2月までの期間は38万円、同年3月及び同年4月は36万円、同年5月から同年8月までの期間は38万円、同年9月は41万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月は38万円、19年1月から同年3月までの期間は36万円、同年4月は38万円、同年5月、同年7月及び同年8月は36万円、同年9月及び同年10月は38万円、同年11月は34万円、同年12月から20年2月までの期間は36万円、同年3月は38万円、同年4月は36万円、同年5月は38万円、同年6月は34万円、同年7月から同年9月までの期間は36万円、同年10月は38万円、同年11月は36万円、同年12月及び21年1月は38万円、同年2月は41万円、同年3月は38万円、同年4月から同年8月までの期間は36万円、22年4月、同年8月から同年10月までの期間、同年12月、23年1月及び同年3月から同年5月までの期間は38万円に訂正することが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行

については、事業主は、当時の資料が無く不明としているが、給与明細書で確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から認められる標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が当該期間について長期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所（当時）又は年金事務所は、当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②について、申立人から提出された賞与明細書により、申立人が当該期間において賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の当該期間に係る標準賞与額については、前述の申立人の所持する賞与明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、21万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る資料を保管しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間③、④、⑤、⑥、⑦、⑨及び⑩について、申立人は、当該期間に係る標準賞与額の相違について申し立てしているところ、申立人が所持する当該期間に係る賞与明細書により、申立人は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準賞与額を超える賞与額の支払を受け、オンライン記録における標準賞与額に見合う厚生年金保険料を超える厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、申立人が所持す

る賞与明細書で確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額により、申立期間③は 23 万 8,000 円、申立期間④は 23 万円、申立期間⑤は 24 万円、申立期間⑥は 22 万 4,000 円、申立期間⑦は 20 万 1,000 円、申立期間⑨は 12 万 7,000 円、申立期間⑩は 10 万 1,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る資料を保管しておらず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が前述の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 4 厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し若しくは標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、申立人の報酬月額又は賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 13 年 12 月 1 日から 14 年 1 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、15 年 9 月 1 日から 16 年 9 月 1 日までの期間、17 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、19 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、21 年 9 月 1 日から 22 年 4 月 1 日までの期間、同年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、23 年 2 月 1 日から同年 3 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から 24 年 1 月 1 日までの期間、申立期間⑧、⑪、⑫ 及び⑬については、給与明細書及び賞与明細書があるものの、申立人の報酬月額又は賞与額及び事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額が、オンライン記録における標準報酬月額又は標準賞与額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

関東（栃木）国民年金 事案 5452

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年1月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。私は、結婚する時に父から国民年金手帳をもらい、A市役所で氏名変更の手続を行った。国民年金の加入手続及び保険料の納付を行った父は既に他界しており、私は納付に関与していないため詳しいことは分からないが、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているが、その父は既に他界しており、証言を得られず、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得日は、昭和37年2月1日となっていることがA市の国民年金被保険者名簿で確認でき、当該日付はオンライン記録とも一致しており、申立期間は国民年金の未加入期間のため、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、両親から、20 歳の時から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していると聞いていたが、申立期間①は未加入期間であり、申立期間②は保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、20 歳の時から国民年金保険料を納付していると両親から聞いていたと申述しているが、その父及び母は、申立人の国民年金の加入時期及び保険料の納付時期等についての記憶が明確ではなく、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人が所持する年金手帳の資格取得日は、昭和 54 年 4 月 1 日となっており、このことは、同手帳の「国民年金の記録（1）」の記載及びオンライン記録とも一致していることから、当該期間は国民年金の未加入期間のため、制度上、国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 59 年 5 月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点では、54 年 4 月から 57 年 3 月までは、時効により国民年金保険料を納付できず、同年 4 月から 59 年 3 月までは、遡って保険料を納付することができる期間となるが、その父及び母は遡って保険料を納付した記憶は無いと申述していることから、保険料の納付状況は不明である。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（栃木）国民年金 事案 5454

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から53年2月まで
私の両親は、私の国民年金の加入手続をA市役所で行い、国民年金保険料を集金により納付していた。
申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと申述しているが、その両親は既に他界しており、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立人が、申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの期間、4 年 4 月から 5 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 6 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月まで
③ 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで
④ 平成 5 年 10 月から 6 年 3 月まで

申立期間当時は、家業の A 店の商売は順調で金銭的に余裕があり、当該期間の国民年金保険料を納付できないような状況には無く、毎年 4 月に B 市役所で自分と妻の 1 年分の保険料として約 24 万円を確実に納付していた。申立期間に係る保険料の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の妻に係る B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人については申立期間①と申立期間②の一部を含む昭和 57 年度から 62 年度までの期間、妻については 56 年度から 62 年度までの期間において、毎年度「納付指導」のゴム印が押されていることから、当該期間において同市から申立人及びその妻に国民年金保険料の納付勧奨が継続して行われていたことが確認できる。

また、B 市は、市役所の年金窓口では国民年金保険料の収納を行っていなかったとしており、同市の指定金融機関であった C 銀行（現在は、D 銀行）の派出窓口が庁舎内に設けられていたとしているが、申立人は当該派出窓口で保険料を納付していた記憶は無いとしている上、申立人の主張する毎年の納付額約 24 万円は、申立期間①から④までの期間に係る各年度の二人分の保険料額と相違していることから、納付状況は不明である。

さらに、申立人が一緒に納付していたとしている妻の申立期間①から④までの期間に係る国民年保険料は未納となっていることが、B市の国民年金被保険者名簿及びオンライン記録で確認できる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 1 月から平成 2 年 3 月までの期間、4 年 4 月から 5 年 3 月までの期間及び同年 10 月から 6 年 3 月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 1 月から平成 2 年 3 月まで
③ 平成 4 年 4 月から 5 年 3 月まで
④ 平成 5 年 10 月から 6 年 3 月まで

申立期間当時は、家業の A 店の商売は順調で金銭的に余裕があり、当該期間の国民年金保険料を納付できないような状況には無く、毎年 4 月に B 市役所で、夫が、私と夫の 1 年分の保険料として約 24 万円を確実に納付していた。申立期間に係る保険料の納付記録が無いことに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の夫に係る B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人については申立期間①と申立期間②の一部を含む昭和 56 年度から 62 年度までの期間、夫については 57 年度から 62 年度までの期間において、毎年度「納付指導」のゴム印が押されていることから、当該期間において同市から申立人及び夫に国民年金保険料の納付勧奨が継続して行われていたことが確認できる。

また、B 市は、市役所の年金窓口では国民年金保険料の収納を行っていなかったとしており、同市の指定金融機関であった C 銀行（現在は、D 銀行）の派出窓口が庁舎内に設けられていたとしているが、夫婦の保険料を納付していたとしている夫は当該派出窓口で保険料を納付した記憶は無いとしている上、夫が納付したとする毎年の納付額約 24 万円は、申立期間

①から④までの期間に係る各年度の二人分の保険料額と相違しており、申立人自身は、当該期間に係る保険料の納付に直接関与していないことから、納付状況は不明である。

さらに、申立人の国民年金保険料と一緒に自身の保険料も納付していたとしている夫自身の申立期間①から④までの期間に係る保険料は未納となっていることが、B市の国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録で確認できる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5457

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年1月から41年3月まで
昭和40年初め頃、勤務先（A事業所）の事業主の妻が、私の国民年金の加入手続をして、国民年金保険料も納付してくれた記憶があるが、申立期間に係る年金記録が無いのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年初め頃、自身が勤務していたA事業所の事業主の妻が、国民年金の加入手続を行い、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとしており、申立人が所持する国民年金手帳は、「昭和40年7月17日発行」と記載されていることから、その時点では申立期間に係る保険料を納付することが可能である。

しかしながら、A事業所の事業主夫婦は既に他界しており、申立人の具体的な国民年金の加入手続及び申立期間に係る保険料の納付状況は不明である上、社会保険事務所（当時）の記録によれば、事業主夫婦は、申立期間において国民年金に加入していなかったことが確認でき、申立期間の国民年金保険料が納付されていたとの心証が得られない。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に係るB市の国民年金被保険者名簿において申立期間に係る国民年金保険料が納付されていた記録が無い上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から同年8月までの期間及び同年12月から60年3月までの期間に係る国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和19年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和58年4月から同年8月まで
② 昭和58年12月から60年3月まで

申立期間①及び②に係る国民年金保険料を、口座振替により納付していたと思う。申立期間について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を口座振替により納付していたとしているが、申立人から当時の状況を聴取することが困難なことから、申立人の申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付状況を記載した国民年金被保険者名簿及び国民年金保険料検認全リストによると、申立人の国民年金被保険者資格喪失年月日が昭和58年4月1日と記載されており、申立期間の国民年金保険料が納付された記録は無い上、同名簿により、国民年金保険料の口座振替に必要な銀行コードの記載が申立期間内に削除されていることが推認できることから、申立人が申立期間に係る保険料を口座振替により納付していたとは考え難い。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5459

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和41年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年1月から62年3月まで

私が20歳になった昭和61年*月頃、父が、A町役場で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付については、当時、自治会の集金人が来た時に、家族全員分の保険料を3か月ごとに納付していたはずである。申立期間の保険料が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「家族全員分の国民年金保険料を3か月ごとに父が自治会の集金人に納付していたはずである。」と申述しているが、申立人の加入手続及び保険料を納付したとするその父は、自治会の集金人に納付していたとするのみで具体的な申述が得られず、申立人自身は加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和62年6月頃に払い出されたと推認されることから、申立人はこの頃に国民年金の加入手続を行ったと考えられ、その時点では、申立期間の国民年金保険料は過年度納付をすることとなるが、自治会の集金では過年度納付はできなかったと考えられる。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から16年3月までの期間については、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から16年3月まで

申立期間については、母がA市役所で学生納付特例の免除申請手続きを行ってくれたはずである。

平成14年度と16年度は、学生納付特例の免除期間となっており、申立期間の免除申請をしない理由も見当たらない。

申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の学生納付特例制度による保険料の納付猶予（以下「学生納付特例」という。）申請の手続きを、母がA市役所で行ってくれたはずであると主張しており、その母も同様の申述をしている。

しかしながら、オンライン記録によると、平成14年8月20日に同年7月から15年3月までの学生納付特例を申請し、16年4月30日に同年4月から17年3月（後に同年2月に変更）までの学生納付特例を申請し、それぞれ承認されている記録となっているが、母親は当該申請を行った時期に関する具体的な記憶が明確でない上、申立期間に係る学生納付特例については、申請及び承認について確認することができないほか、申立期間について、学生納付特例を申請したと推察される個別具体的な事情は無い。

また、申立期間は、平成14年4月以降の期間であり、保険料収納事務が国に一元化されたことに伴い、事務処理の機械化がさらに進められ、平成14年度以降に記録漏れや記録誤り等の生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる上、申立人が、申立期間について、学生納付特例の申請を行ったこと及び学生納付特例の承認を受けたことを示す関連資料は無く、ほかに学生納付特例の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間については、学生納付特例期間であったものと認めることはできない。

関東（埼玉）国民年金 事案 5462

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 42 年 3 月まで

私は、昭和 38 年 8 月に会社を退職した後、A 区のアパートの一室を仕事場として新規事業に取り組んでいた頃に、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を B 地区の郵便局へ払込みに行っていた記憶がある。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 38 年 8 月に会社を退職した後、自分で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を B 地区の郵便局へ払込みに行っていた記憶がある。」と申し立てているが、当時の記憶は明確ではなく、これらの状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 40 年 7 月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点では、申立期間のうち 38 年 8 月から 40 年 3 月までの期間は国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、同年 4 月から 42 年 3 月までの期間は保険料を現年度納付することとなるが、上記のとおり、申立人の当時の保険料納付状況は不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立期間は 44 か月と長期間であり、複数の行政機関においてこれほど長期間にわたり記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から57年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から57年9月まで
私が昭和50年11月に結婚した頃に、母が、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は2年以上納付できると言われたため、私たち夫婦の保険料をまとめて納付したと話してくれた。
申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が昭和50年11月に結婚した頃に、母が、私たち夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は2年以上納付できると言われたため、私たち夫婦の保険料をまとめて納付したと話してくれた。」と申し立てているが、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、既に亡くなっており、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和59年11月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年5月までの期間、49年3月及び50年8月から57年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：女
基礎年金番号：
生年月日：昭和25年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：① 昭和46年4月から47年5月まで
② 昭和49年3月
③ 昭和50年8月から57年9月まで

私が昭和50年11月に結婚した頃に、義母が、私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は2年以上納付できると言われたため、私たち夫婦の保険料をまとめて納付したと話してくれた。

申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が昭和50年11月に結婚した頃に、義母が、私たち夫婦の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は2年以上納付できると言われたため、私たち夫婦の保険料をまとめて納付したと話してくれた。」と申し立てているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその義母は、既に亡くなっており、申立人は加入手続き及び保険料納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和59年11月頃に払い出されたと推認され、当該払出時点では、申立期間①、②及び③は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年12月から51年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて私の国民年金保険料を父母及び祖母の分と一緒に納付していたと思う。
申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、納税組合を通じて申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申述しているが、申立人の国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその父は亡くなっており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないほか、申立人及びその父母に係るA町の国民年金被保険者名簿の「納付組織名・その他」欄は空欄となっているなど、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和51年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、48年12月は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、49年1月から51年3月までは保険料を現年度及び過年度納付することが可能な期間となるが、前述のとおり、保険料の納付状況が不明である。

さらに、A町の申立人の父母に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和51年1月から同年3月までの保険料が同年3月1日に収納されたことが確認できることから、上記払出時点では、申立人の父が申立人の当該期間の国民年金保険料をその父母の分と一緒に納付することはできなかったと考えられる。

加えて、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 23 年 10 月 1 日まで

A社における申立期間に係る標準報酬月額が実際より低額になっている。平成 19 年 8 月は、病気療養中で算定基礎届の提出ができなかった。以前、社会保険事務所（当時）の職員に会社の社判と代表者印を渡したことがあり、その時に白紙の算定基礎届に押印したのは覚えている。社会保険料の滞納があったので、滞納額を増やさないために社会保険事務所の職員が勝手に報酬を変えた。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、申立期間に係る資料は無いと回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、B市役所から提出された申立期間に係る課税資料についての回答により、平成 19 年所得は「収入 0 円、所得 0 円、所得控除 0 円」、20 年所得は「課税資料無し」、21 年所得は「給与収入 942,671 円、社会保険料控除 177,500 円」、22 年所得は「給与収入 784,648 円、社会保険料控除 124,800 円」、23 年所得は「課税資料無し」であることが確認できる上、同市役所が提出した給与支払報告書により、21 年及び 22 年の給与収入と社会保険料控除は、申立人の C 職としての報酬及び D 年金の保険料であることが確認できる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、A社の平成19年に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届には、同社の社判と代表者印が押してあり、4月から6月までの各月の報酬月額は15万円と記載されていることが確認できるところ、申立人は、「15万円の記載はしておらず、社会保険事務所の職員が記載した。」と申述しているが、E年金事務所は、「職員は記載していない。」と回答している。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8556

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月から 51 年 11 月まで
申立期間中、A社（昭和 55 年にB社に名称変更）に勤務し、毎月の給与から厚生年金保険料を控除されていたので厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された辞令及び写真並びに雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間の一部において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、社会保険事務所（当時）の記録により、A社及びB社は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、元事業主は既に他界していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人が記憶する同僚及び申立人から提出された辞令に記載されている元役員について厚生年金保険の記録を確認したが、記録を特定できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8557

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から同年 10 月 30 日まで
② 昭和 50 年 10 月 30 日から 52 年 4 月 16 日までの
うちの 4 か月間

年金の記録を調べたところ、夜間短期大学を卒業後、知人の紹介で入社した A 社 B 支社（現在は、C 支社）における昭和 50 年 4 月 1 日から同年 10 月 30 日までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、昭和 50 年 10 月 30 日から 52 年 4 月 16 日までの期間のうち 4 か月くらい D 社で E 作業を行っていた。同社でも厚生年金保険に加入しているはずであり、厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、知人の紹介で A 社 B 支社に勤務していたと申述している。

しかしながら、A 社は、申立期間①当時の賃金台帳等の関係資料は見当たらず、申立人が勤務していたかどうかについては不明であるとして、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A 社 B 支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったものの、申立期間に係る厚生年金の加入状況や保険料控除について具体的な供述を得ることができない。

申立期間②について、申立人は、D 社で E 作業を行っていたとしている。しかしながら、D 社は、申立期間②当時の賃金台帳等の関係資料は見当

たらず、申立人が勤務していたかどうかについては不明であるとしていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により被保険者記録が確認できる同僚に照会を行ったものの、申立期間に係る厚生年金の加入状況や保険料控除について具体的な供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東（茨城）厚生年金 事案 8558

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 14 年 2 月 20 日まで

A社における申立期間において、平成 12 年 4 月に昇給したにもかかわらず、昇給後の基本給が 20%減額され減額分を賞与で補填^{てん}すると言われた。当時、会社から経費削減と従業員のためという説明がされ強制的に同意させられたが納得できないので、賞与時に補填された金額を減額された基本給に合算し、個人の支払い分を今から支払うことが可能なら納めるので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人から提出された申立期間の給与所得の源泉徴収票及び給与明細書により、事業主が源泉控除していた厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが認められることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

関東（新潟）厚生年金 事案 8560

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月 16 日から 45 年 3 月 31 日まで
私が、A社B工場に季節工として勤務していた当時の給与は、隔週で夜勤等もあり、10万円ぐらいであったが、厚生労働省の記録では、申立期間の標準報酬月額が5万2,000円となっており納得がいかない。

申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる資料等はないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社B工場に勤務していた当時の標準報酬月額が5万2,000円となっている。隔週で夜勤もあったことから、給与は手取りで10万円ぐらいであった。」と主張している。

しかしながら、A社は、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保有していないことから、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かについては、不明としている。

また、昭和45年3月のA社B工場における季節工の募集広告では、当該季節工の月収が諸手当を含み、54,500円から68,100円までとされ、当該月収額が当時の季節工の標準報酬月額とほぼ同額であったことが認められることから、同社では申立期間頃の季節工の報酬月額について、諸手当を含んで当該額程度と見込んでいたことがうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人と同時期である昭和44年9月1日から同年10月1日までの期間に被保険者資格を取得している者は申立人を含み61人確認できるが、当該同僚は資格喪失時

まで申立人と同じ標準報酬月額（5万2,000円）となっていることが確認できることから、申立人の標準報酬月額のみが低額であったとする事情は見当たらない。

加えて、A社B工場の同僚の一人が、「当時、残業代が多く給料は10万円ぐらいあったと思う。」と述べているほか、他の同僚は、「残業や夜勤が多く手当が給料と同じぐらいあった。」と述べていることから、申立期間当時、同工場では標準報酬月額の随時改定的前提となる固定給の変動でなく、諸手当による手取賃金の増加があったことが推認できる上、当時の複数の同僚は、厚生年金保険料の控除額が自身の標準報酬月額に匹敵する額であったか否かについて、「普通に控除されていた。」と述べている。

このほか、申立人の申立期間における申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

関東（埼玉）厚生年金 事案 8563

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 10 月

A社から平成 15 年 10 月に金額は不明であるが賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されたと思うので、申立期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から平成 15 年 10 月に金額は不明であるが賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されたと思うとしている。

しかしながら、A社は平成 15 年 10 月に期末賞与として同社における被保険者 18 人のうち 14 人に賞与を支給した旨の賞与支払届及び賃金台帳を 22 年 5 月に B 年金事務所に提出しており、当該資料によると申立期間において同社が申立人に賞与を支給した記録は無いことが確認できる。

また、上記のとおり、平成 15 年 10 月に賞与が支給された記録が無い者が申立人を除き 3 人確認できるが、当該 3 人は、A 社に係る閉鎖事項全部証明書により、当時、申立人と同様に取締役として登記されていることが確認できる。

さらに、元同僚 17 人のうち 8 人から回答を得たが、申立人の申立期間における賞与及び保険料控除状況に関する陳述は得られず、申立期間当時の代表取締役及び経理部長からも陳述は得られなかった。

加えて、申立人が申立期間に係る賞与が振り込まれたとしている C 銀行における申立人の口座の入金記録を照会したが、同行は、10 年が経過したデータは保存していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

関東（群馬）厚生年金 事案 8569

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月から 36 年 7 月 1 日まで
昭和 33 年 3 月から A 区 B 地区所在の C 社に勤務し、その後、同社が D 区 E 地区に移転した後も 36 年 6 月に退職するまで継続して勤務していた。給与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業所名、事業主名、事業所所在地、勤務実態に係る申立人の記憶及び申立人から提出された出身中学校作成の「卒業式のしおり」により、期間の特定はできないものの、申立人が C 社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、C 社は、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除等について不明と回答している上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の勤務の実態及び給与からの保険料控除等について確認することができない。

また、申立人が一緒に勤務したとする同僚は、申立人の申立期間に係る勤務の実態について不明と供述している。

さらに、当該事業所に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる社員 10 人に照会したところ、回答のあった 7 人全員が、申立人の申立期間に係る勤務の実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について不明と供述している。

加えて、C 社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は無く、健康保険証の番号に欠番も無い。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金

保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。